

# 総務省沖縄総合通信事務所からのお知らせ

会員 各位

総務省沖縄総合通信事務所から「無線機器の新スプリアス規格への対応について」周知依頼がありましたので、お知らせします。

無線設備の製造年月日のご確認をよろしくお願い申し上げます。

(一社)沖縄移動無線センター

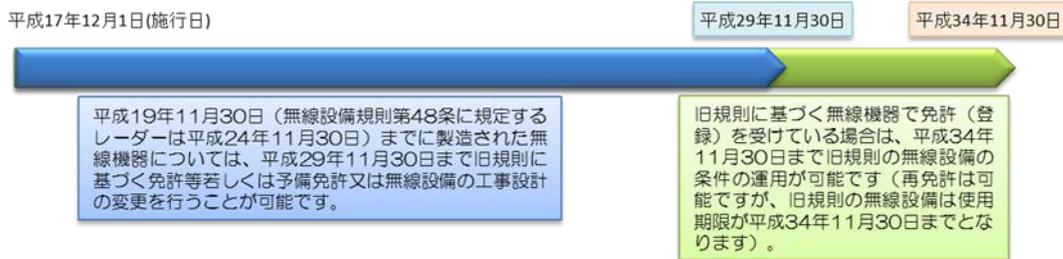
## ◆無線機器の新スプリアス規格への対応について

### 【1 背景】

世界無線通信会議(WRC)において、無線通信規則(RR:Radio Regulations)のスプリアス発射(必要周波数帯の外側に発射される不要な電波)の強度の許容値が改正されたことを受け、総務省では、平成17年12月1日に無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)を改正しました。

### 【2 経過措置】

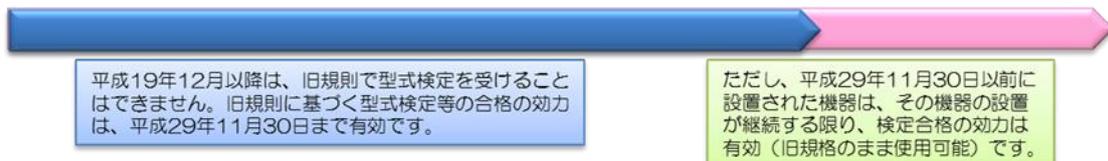
#### (1) 免許・登録手続



#### (2) 技術基準適合証明・工事設計認証の効力

旧規則に基づく技術基準適合証明等は、平成34年11月30日まで有効です。

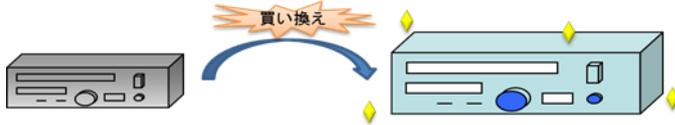
#### (3) 型式検定合格機器の効力



### 【3 新スプリアス規格への対応に関する具体的な手続き】

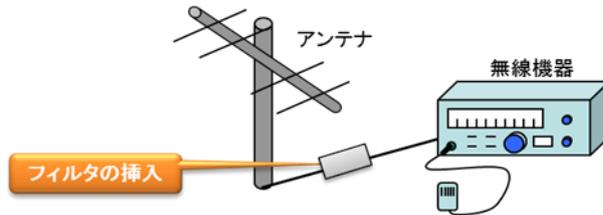
(1) 機器の更新に併せ新スプリアス規格対応機器に買い換え

手続



沖縄総合通信事務所に変更申請又は変更届を提出

(2) 送信機出力端子と空中線との間にフィルタを挿入し、新スプリアス規格に適合させる



手続

沖縄総合通信事務所に提出した変更申請の許可後、スプリアスを測定(※)。工事完了届けにスプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書を提出。

(4) 製造業者等が測定したデータの活用

製造業者又は製造事業者を構成員とする団体の測定データにより新スプリアス規格に適合することが確認された無線機器は、総務省 HP で公表します。公表された無線機器は、スプリアスの測定が不要となります。  
※測定器は校正されてから1年以内のものに限ります。

手続

スプリアス発射等の強度確認届出書の対象局の欄のみ記載し沖縄総合通信事務所へ提出。